

委員会提出議案第11号

新庁舎建設特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月25日提出

南相馬市議会議長 今村 裕 様

提出者 議会運営委員長
小川 尚 一

提案理由

新庁舎建設に関する調査を通じ、新庁舎建設に対して議会の積極的かつ機動的な関与に資するため、地方自治法第109条及び南相馬市委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものである。

委員会提出議案第11号

新庁舎建設特別委員会の設置について

南相馬市議会議長 今 村 裕

平成30年12月25日

次のとおり新庁舎建設特別委員会を設置する。

1. 委員会名称 新庁舎建設特別委員会
2. 委 員 員 9名（各常任委員会から3名。）
3. 付 議 事 件 新庁舎建設に関する調査
4. 設 置 期 間 平成32年11月30日までとする。なお、本特別委員会は議会の閉会中も必要に応じ活動できるものとする。